

毎月第1・第3日曜日発行 広報みたかはシルバー人材センターの会員がお届けしています。

発行:三鷹市 〒181-8555 **三鷹市野崎**1-1-1

市役所代表電話

☎0422-45-1151代

http://www.city.mitaka.tokyo.jp/

センター、

市民協働センターで閲覧できます。

ますのでみなさんのご意見をお寄せください

基本計画(第2次改定)

総

論

市行政の立場から、

この計画は、

設計画だけでなく、人的サービスや実施時期などの内容を定め、施 み、その基本目標である「人間のあ基本構想に示された課題に取り組 な考え方、体系、主要事業の目標 主体となる施策について、基本的この計画は、主として市が推進 すへのまち」を実現することを目的 とします。

王要な財政目標の設定

を含む総合計画として定めます。

財政改革の徹底を通して、収入とる重要な指標とされています。行 り組みます(表2参照) 支出のバランスのとれた安定した の上で地方財政の健全性を診断す 行財政運営の推進を図るため、 体的な数値目標を設定し改定

ね2010年(平成22年度)とし

この計画の目標年次は、

おおむ

目標年次

て、現行の人口フレームのままと

主要な財政指標は、自治体経営

の兆しが表れはじめたとはいえ、三鷹市の財政状況は、景気回復 財政フレーム(財政の総枠)

19年度は調整期間とします(表 あり後期の最初の年度である平成

定しており、

中期の最終の年度でに分け、見直しを規

画期間を4年ごとの3期(前期・

ただし、第3次基本計画は、

画人口

えることとなりますが、その後、平成22年以降には77万8千人を超 も将来的な人口減少を視野に入れ は、当面の人口増加に対応しつつ で今回の第2次改定にあたって ることが予測されています。 そこ によると、今後、増加傾向が続き 横ばいから緩やかな減少傾向とな 人とします。今回行った予測調査計画人口は、おおむね77万5千 の変化などにより、市の財政構造も政制度の改革をはじめとする状況第1次改定後に行われた地方税財 ています。さらに、第3次基本計画依然として厳しい財政状況が続い 個人所得の伸び悩みなどにより 3次基本計画の後期財政フレー で再構成する必要があります。 7化を余儀なくされているため、

された障害者自立支援法に基づく る見直し要素もあります。 刃応など、社会福祉制度の改革によ 法の改正や、平成18年4月から施行 です。 また、平成7年度の介護保険 しの「三位一体の改革」による影響への税源移譲、地方交付税の見直 金の廃止・縮減、所得税から住民税 具体的には、国から地方への補助 こうした影響の大部分は既に平

財政フレームの見直しを進めるこ は、平成9年度予算を基礎とし、め、今回の第2次改定にあたって成9年度予算に反映しているた る制度の変更内容を加味して後期 計を行いながら、現在判明してい市税をはじめとする一般財源の推

【表1:計画期間と改定時期】											
平	成	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
西	暦	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
		前期									
					中期						
							第3次基本計画(第2次改定)				
									後	期	

【表2:主要な財政指標】									
指標	内容	数値目標							
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に地方税、地 方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されているか をみる財政構造の弾力性を示す指標	おおむね80%台 を維持							
公債費比率	市債の元利償還金に充当される一般財源の標準財政規模に対する 割合	おおむね12%を 超えないこと							
実質公債費 比率	市債の元利償還金の他に公営企業の公債費に対する繰出金や一部 事務組合の公債費への負担金などを算入した実質的な公債費に充 当した一般財源の標準財政規模に対する割合	おおむね16%を 超えないこと							
人件費比率	報酬、給料、職員手当等、勤労の対価として支払われる経費の歳 出決算に占める割合	おおむね24%を 超えないこと							

企画経営室☎2112、2114、2151

基本計画は、計画期間を4年ごとの3期、前期・中期・後期)に分け見直しを行うこととしています。 てお知らせします。 今後、改定素案、 最終案)に向け、より良い計画にしていきたいと考えており 「 骨格案」の冊子(全文)は、ホームページに全文掲載するほか、相談・情報センター(市役所2階) 図書館、市政窓口、各コミュニティ 市では現在、平成13年11月に策定した第3次三鷹市基本計画の第2次改定作業を進めています。 このたび新たに取り組む課題や変更点を示した「骨格案」がまとまりましたので、その概要につい トにご協力

今回の改定では平成19年度から平成22年度までの基本的な施策を見直し、計画を確定します。

本紙2面のはがき(切手不要)に記入のうえ、11月5日 (月)までにお送りください。

閪 企画部企画経営室☎45−1151内線2113、2151へ

【計画改定のスケジュール】

を要する課題も生じており、市民の皆様況や国等の制度改正への対応など緊急性経過する中で、日々変化する社会経済状

す。

22年度(2010年)とし、全面的な改定で

時点修正的な改定を基本としま

改定にあたっては、計画目標年次を平成

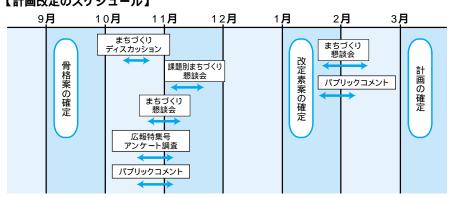
ています。

そこで、一

最重点・重点プロジェクトにつ

いて見直しを行い、環境保全や経済性に配

の展開を図る計画にしていきたいと思っ との協働を前提に、より三鷹らしい施策



見をお寄せいただきたいと願っています。 となります。自治基本条例で制度化した分権推進体制のもとでの最初の計画改定 の皆様にお読みいただいて、多くのご意 為抽出による市民討議会 まちづくりディ とができるまちづくりを目指した ユビキ 皆様のご意見を心よりお待ちしておりま スカッション」の開催など、幅広く多様な 様々な市民会議・審議会での審議、 パブリック・コメントの実施、既にある 市自治基本条例施行後の、新たな自治と 体的な施策をお示ししています。 タス・コミュニティ」の実現へ向けての具 情報通信技術の活用による恩恵を受けるこ ともに、「いつでも、どこでも、 行づ 都市の更新・再生」を新規に加えると いきたいと考えています。 そのご意見を計画改定に大いに反映して 市民の皆様による参加の充実に取り組み、 慮した都市構造・都市空間の修復と更新を 本特集号も全戸配布し、一人でも多く この改定はまた、平成18年4月の三鷹 誰でも」が

の第2次改定作業をすすめており、 画である「基本計画」を策定し、それに三鷹市では、約10年を見通した長期計 月に策定した「第3次三鷹市基本計画」 ます。そして、現在、市では平成13年11 した骨格案をとりまとめました。 基づいた着実な市政運営を進めてきてい 新たに取り組む課題や、変更点を示 今回



三鷹市長 存產子